

地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の使途について

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税が1.7%から2.2%に改められました。この地方消費税のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。

令和6年度に当市に按分交付された地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分は6億3,658万9千円でした。令和6年度の使途については下記のとおりです。

(単位:千円)

事業名称等	令和6年度決算額	一般財源額	充当交付金額
福祉医療事業	362,267	74,703	33,107
障がい福祉サービス事業	1,773,003	410,020	181,711
在宅介護用品助成事業	27,343	17,343	7,686
放課後児童健全育成事業	182,893	71,880	31,855
特定教育施設・保育施設入所事務	970,434	203,899	90,363
私立保育園等運営事業補助	117,583	94,834	42,028
公立保育園運営事業	481,719	345,871	153,282
予防接種事業	247,455	170,071	75,371
がん検診事業	30,336	26,555	11,769
私立幼稚園等運営事業補助	21,250	21,250	9,417
その他社会保障関係事業	6,231,980	4,364,078	0
計	10,446,263	5,800,504	636,589

※地方消費税(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分している。